

平成28年10月1日実施

料 金 表
(標準供給条件)



【業務用電力A・業務用季時別電力A】

標準供給条件14（業務用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

(1) 業務用電力A

| | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 2,008円80銭 |
| | 標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 1,900円80銭 |
| | 標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 1,836円00銭 |

(2) 業務用季時別電力A

| | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 2,008円80銭 |
| | 標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 1,900円80銭 |
| | 標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 1,836円00銭 |

2 電力量料金

(1) 業務用電力A

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円78銭 | 11円87銭 |
| | 標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合 | 11円70銭 | 10円89銭 |
| | 標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合 | 11円60銭 | 10円79銭 |

(2) 業務用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

| | | |
|----------------|-----------------------------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 16円67銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 15円06銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 14円91銭 |

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|-----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 14円25銭 | 13円31銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 12円91銭 | 12円08銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 12円78銭 | 11円98銭 |

ハ 夜間時間

| | | |
|----------------|-----------------------------|-------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 8円93銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 8円45銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 8円38銭 |

【産業用電力A・産業用季時別電力A】

標準供給条件15（産業用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

(1) 産業用電力A

| | | |
|-----------------------|-------------------------|-----------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合 | 2,008円80銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合 | 1,900円80銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合 | 1,836円00銭 |
| | 標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合 | 1,771円20銭 |

(2) 産業用季時別電力A

| | | |
|-----------------------|-------------------------|-----------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合 | 2,008円80銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合 | 1,900円80銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合 | 1,836円00銭 |
| | 標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合 | 1,771円20銭 |

2 電力量料金

(1) 産業用電力A

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|-----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円31銭 | 11円44銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合 | 11円32銭 | 10円53銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合 | 11円21銭 | 10円44銭 |
| | 標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合 | 11円11銭 | 10円34銭 |

(2) 産業用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

| | | |
|----------------|-----------------------------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 16円67銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 15円06銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 14円91銭 |
| | 標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合 | 14円78銭 |

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|-----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 14円25銭 | 13円31銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円91銭 | 12円08銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円78銭 | 11円98銭 |
| | 標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円67銭 | 11円87銭 |

八 夜 間 時 間

| | | |
|----------------|------------------------------|-------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 8円93銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 8円45銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 8円38銭 |
| | 標準電圧 100,000ボルトで 供給を受ける場合 | 8円31銭 |

【臨時電力】

標準供給条件16（臨時電力）(3)口の電力量料金は以下のとおりといたします。

（電力量料金）

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1 業務用電力の場合

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 14円79銭 | 13円69銭 |
| | 標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合 | 13円50銭 | 12円53銭 |
| | 標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合 | 13円38銭 | 12円41銭 |

2 産業用電力の場合

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|-----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 14円22銭 | 13円17銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合 | 13円05銭 | 12円10銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円91銭 | 11円99銭 |
| | 標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円79銭 | 11円86銭 |

【業務用自家発補給電力】

標準供給条件17（自家発補給電力）(1)ハ(イ)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

| | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 2,209円68銭 |
| | 標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 2,090円88銭 |
| | 標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 2,019円60銭 |

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

| | | |
|-----------------------|----------------------------|---------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合 | 663円12銭 |
| | 標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合 | 627円48銭 |
| | 標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合 | 605円88銭 |

なお，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 13円79銭 | 12円78銭 |
| | 標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円62銭 | 11円70銭 |
| | 標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円50銭 | 11円60銭 |

(2) (1)以外の場合

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 16円57銭 | 15円30銭 |
| | 標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合 | 15円10銭 | 13円98銭 |
| | 標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合 | 14円95銭 | 13円83銭 |

【産業用自家発補給電力】

標準供給条件17（自家発補給電力）(2)八(イ)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

| | | |
|-----------------------|-------------------------|-----------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合 | 2,209円68銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合 | 2,090円88銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合 | 2,019円60銭 |
| | 標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合 | 1,948円32銭 |

ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

| | | |
|-----------------------|-------------------------|---------|
| 契約電力 1キロワット につき | 標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合 | 441円72銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合 | 417円96銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合 | 403円92銭 |
| | 標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合 | 389円88銭 |

なお，その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|-----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 13円27銭 | 12円31銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円19銭 | 11円32銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合 | 12円06銭 | 11円21銭 |
| | 標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合 | 11円95銭 | 11円11銭 |

(2) (1)以外の場合

| | | 夏季料金 | その他季料金 |
|----------------|-----------------------------|--------|--------|
| 1キロワット 時につき | 標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合 | 15円91銭 | 14円71銭 |
| | 標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合 | 14円57銭 | 13円48銭 |
| | 標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合 | 14円42銭 | 13円35銭 |
| | 標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合 | 14円26銭 | 13円22銭 |

【予 備 電 力】

標準供給条件18（予備電力）(3)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，1月につき次のとおりといたします。ただし，特別高圧で常時供給を受け，かつ，高圧で予備電力の供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

| | | 予 備 線 | 予 備 電 源 |
|----------------------------|-----------------|-------------|---------------|
| 契 約 電 力 1キロワット に つ き | 高圧で常時供給を受ける場合 | 7 5 円 6 0 銭 | 9 7 円 2 0 銭 |
| | 特別高圧で常時供給を受ける場合 | 6 4 円 8 0 銭 | 1 0 8 円 0 0 銭 |

2 電 力 量 料 金

電力量料金は，その1月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

【燃料費調整】

標準供給条件の燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1490$$

$$= 0.2575$$

$$= 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよび八の場合を除き、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|--------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、八の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高压で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高压で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|----------------|---------------|-------|
| 1キロワット時 につき | 高压で供給を受ける場合 | 16銭6厘 |
| | 特別高压で供給を受ける場合 | 16銭3厘 |

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり

の平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

【実施期日】

この料金表は，平成28年10月1日から実施いたします。

【料金表の変更】

- 1 当社は，標準供給条件2（標準供給条件の変更）にもとづき，この料金表を変更することがあります。
- 2 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には，当社は，変更された税率にもとづき，この料金表を変更いたします。
- 3 1および2の場合には，契約期間中であっても，業務用電力A，業務用季時別電力A，産業用電力A，産業用季時別電力A，業務用自家発補給電力，産業用自家発補給電力および予備電力の基本料金および電力量料金，臨時電力の電力量料金ならびに燃料費調整の取扱いは，変更後の料金表によります。

【この料金表の実施にともなう切替措置】

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，標準供給条件23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。